

平成 27 年度 第 2 回 大和市特別職報酬等審議会 会議要旨

会議名 (審議会等の名称)		平成 27 年度 第 2 回 大和市特別職報酬等審議会
開催日時		平成 28 年 1 月 21 日 (木曜日) 18 時 30 分～19 時 20 分
開催場所		大和市役所 本庁舎 5 階 研修室
出席状況	委員	8 人：宮東悠会長、山元哲夫委員、荻窪政一委員、金子直勝委員、高橋政勝委員、高橋讓委員、田中秀幸委員、横田隆夫委員
	事務局	4 人：総務部長、人財課長、人財育成担当係長、同担当 1 人 (総務部 人財課 人財育成担当：内線 5338)
	傍聴者人数	0 人
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
非公開・一部非公開の場合はその理由		
		<p>(1) 会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会長あいさつ 3 資料説明 4 審 議 5 その他審議 <p>(2) 審議又は検討経過、及び結果 主な内容は次のとおり。</p> <p><開会></p> <p><会長あいさつ></p> <p><事務局から資料の説明等></p> <p>国家公務員の一般職の給与法の改正が、昨日 (1/20) の参議院本会議において、人事院勧告通りの内容で成立した旨を報告。</p> <p>諮問内容について、再度説明。</p> <p>「第 2 回大和市特別職報酬等審議会資料」により、市税及び国民健康保険税の平成 26 年度の決算状況について説明。</p> <p><審議></p> <p>(会 長) 事務局からの説明に対し、質問等があったらお願いしたい。</p> <p>(委 員) 国民健康保険税の滞納繰越額は資料に記載されているが、市税の滞納額については記載されていない。どの程度なのか。</p> <p>(事務局) 平成 26 年度の市税の滞納額は約 5 億 3 千万円である。</p> <p>(委 員) 国民健康保険税の滞納額と合わせるとかなりの金額になる。</p> <p>(委 員) 市税の収納率について、平成 22 年度がかなり悪かったが、そこから改善されてきているとの説明があった。それには何か理由があるのか。</p> <p>(事務局) いわゆるアベノミクスの影響などもあり、全体として所得水準が上</p>

昇したことが考えられる。また平成 25 年度から、滞納整理のための職員の増強も行っている。

(委 員) これから団塊の世代が後期高齢者になってくると、収納率が悪くなるおそれがある。それに向けた対策はあるのか。

(事務局) 確かに一般論としてはそのような危惧はあるが、近年の景気の底上げ傾向や、滞納整理のための職員の増強などにより何とか収納率も維持していきたいと考えている。

(委 員) 当審議会で扱う内容ではないことは承知しているが、質問させていただく。国民健康保険税の滞納者について、健康保険証を持たずに病気になることがあると思うが、そのような場合どうなるのか。

(事務局) そのようなケースでも、滞納者の生命にかかわるようなことがないように、滞納者からの相談があれば、状況を調べたうえで、短期の保険証を交付することもある。

(委 員) 国民健康保険税を年度当初に少しでも支払っておけば、保険証が交付され、その後滞納したとしても 1 年間はその保険証を使い続けられると聞いたことがある。

(事務局) 本市では国民健康保険料という料金ではなく、国民健康保険税という税として扱っているため、1 年間の滞納額の推移を確認し、増えているようであれば、差し押さえなどの対応も行っている。

(事務局) 先ほど、平成 26 年度の市税の滞納額として約 5 億 3 千万円とお答えしたところだが、委員のご質問は収納できなかった滞納額の総額ということでしょうか。

(委 員) そのとおり。

(事務局) 先ほどお答えしたのは、滞納額から平成 26 年度中に実際に収入した額であったので、訂正させていただきたい。平成 25 年度の数値となるが、市税の収入未済額（滞納額）は 21 億 4515 万 7 千円となる。

(会 長) それでは、市からの諮問内容について委員の皆さんからご意見をいただきたいが、いかがか。

(委 員) 諮問内容通りの答申でいいと思う。

(委 員) 今回の諮問は特別職の期末手当を 4.05 月に、という内容であるが、一般職の期末勤勉手当の支給月数はどうなるのか。

(事務局) 前回配布した資料の記載のとおり、一般職の期末勤勉手当の支給月数は現在 4.10 月が適用されているところ、今年度 4.20 月に改定する予定である。これに対して、特別職は現在 3.80 月であるものを、4.05 月に改定する内容の諮問をさせていただいている。特別職は一般職よりも支給月数が抑えられているという状況である。

(事務局) 近年の人事院勧告では、期末勤勉手当の支給月数は上昇傾向である。一般職は人事院勧告の内容に応じて、毎年支給月数の変更を行ってきた。これに対して特別職は、本審議会への諮問とそれに対する答申を踏まえて支

給月数を変更するところ、ここ数年実施してこなかった。今年度は、市長や正副議長などとも相談のうえ、一般職にあわせ、このような内容で諮問させていただいているところである。

(事務局) 先ほどご説明したとおり、国家公務員の一般職の給与法の改正も人事院勧告通りの内容で成立している。事務局としては、諮問通りの内容でご了解をいただければと考えている。

(委員一同) 諮問通りの内容で答申を行うことについて、異議なし。

(会 長) 諮問通りの内容で答申を行うこととしたい。

(事務局) それではその方向で答申案を事務局で作成する。答申書の記載内容については事務局に一任いただきたい。後日、会長と日程調整のうえ、会長から市長に答申をお願いしたいと考えている。

<その他>

委員からのマイナンバーの収集について、目的などを事務局から説明。

<閉会>